

シックハウスに係る最新の動向

— 国における室内濃度指針値の見直しについて —

いわゆる「シックハウス問題」に対応するために、厚生労働省では平成9年から14年までにかけて健康への有害な影響のある13の化学物質について「室内濃度指針値」を設定しました。

しかしながら、最後の指針値設定から10年以上経過していること、また、指針値が設定されている化学物質の使用を避け、代替物質として指針値の定めのない新たな化学物質が使用され、これによる健康影響も懸念されている等の理由から、厚生労働省の「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」において指針値の追加、変更等の見直しが行われています。

今回は、平成29年4月19日に行われた第21回の検討会にて示された新たな指針値の案を紹介します。

表1 追加又は変更が予定される化学物質の指針値案

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

化学物質名	新指針値案	現指針値
キシレン	200 (0.05ppm)	870 (0.20ppm)
エチルベンゼン	58 (0.01ppm)	3,800 (0.88ppm)
フタル酸ジ-n-ブチル	17 (0.0015ppm)	220 (0.02ppm)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 (0.0063ppm)	120 (0.0076ppm)
2-エチル-1-ヘキサノール	130 (0.02ppm)	—
テキサノール	240 (0.03ppm)	—
TXIB ^{*1}	100 (0.0085ppm)	—

^{*1} 2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールイソブチレート

新たな指針値は、厚生労働省が毎年実施している室内空気質に係る全国実態調査において、高濃度、高頻度で検出された化学物質を対象として、暴露評価やリスク評価を経て設定されます。新規で指針値が設定される予定の2-エチル-1-ヘキサノール及びTXIBは、過去に本市の公共建築物でも検出された事例があり、2-エチル-1-ヘキサノールについては指針値案の数値を超えて検出されたこともあります。また、他都市においては新築大学校舎における2-エチル-1-ヘキサノールが原因と疑われる大規模なシックビル症候群も発生しています¹⁾。

なお、当所では表1にある化学物質のうちテキサノールを除く6物質については、従前から測定を行っており、新指針値への対応が可能です。また、テキサノールについては、新指針値施行時に検査を正確に行うことができるよう準備を進めています。

1) 森美穂子, 原邦夫, 宮北隆志, 石竹達也. 新築大学校舎の室内空気質と利用者の体調との関連.

日衛誌, 66, 122-128(2011)

【室内濃度指針値とは】

室内濃度指針値とは、その時点での科学的な知見に基づき「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の暴露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」です。指針値を一時的かつわずかに超えたとしても直ちに健康への有害な影響を生ずるわけではありません。

しかしながら、その化学物質による身体の不調が疑われる場合には、医師等に受診・相談することが望ましいです。

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】